

第七回 国会 農林委員会 議議録 第十九号

(四七九)

昭和二十五年三月二十五日(土曜日)

午前十一時三十二分開議

出席委員

委員長 小笠原八十美君

後吉君 理事松浦 東介君

理幹安部 一郎君 理事瀬崎 岩太郎君

理事山村新治郎君 理事山口 武秀君

青木 正君 足立 篤郎君

宇野秀次郎君 遠藤 三郎君

河野 謙三君 寺本 齋君

中垣 國男君 中村 清君

原田 雪松君 平澤 長吉君

平野 三郎君 潤 通義君

村上 清治君 守島 伍郎君

足鹿 覚君 石井 繁丸君

坂口 主税君 高田 富之君

横田甚太郎君 小平 忠君

出席農務大臣 農林大臣 森 幸太郎君

出席政府委員 農林事務官 藤田 岩君

(農林事務官) 農林事務官 山根 東明君

(農林事務官) 農林事務官 木村 武君

(農林事務官) 農林事務官 安田善一郎君

(農林事務官) 農林事務官 藤井 信君

委員外の出席者 農林事務官 (食糧行政) 経済調査官 (中央経済調査部長) 農業協同組合連合会

農業協同組合法 (昭和二十二年法律第百三十二号) の一部を次のよう

に改正する。  
第十條第一項第三号中、「又は共同利用施設の設置」を削り、同号の次に次の一号を加え、同項第九号中の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

肥料配給公団令の一部を改正する法

律案(内閣提出第五五号)

油糧配給公団法の一部を改正する法

律案(内閣提出第六〇号)

食糧管理法の一部を改正する法律案

(内閣提出第九四号)

農業協同組合法の一部を改正する法

律案(内閣提出第一一二号)

松くい虫等その他の森林病害虫の駆除予防に関する法律案(内閣提出第一二四号)

○小笠原委員長 これより会議を開きます。

議事に入る前に、議案が付託に相なりましたから、御報告いたします。昨日内閣提出による松くい虫等その他の森林病害虫の駆除予防に関する法律案

が、本委員会に付託に相なりました。

以上御報告いたします。

それではまず農業協同組合法の一部を改正する法律案を議題とし、その審査に入ります。政府の提案理由の説明を求めます。

森林病害虫の駆除予防に関する法律案

が、本委員会に付託に相なりました。

以上御報告いたします。

それではまず農業協同組合法の一部

を改正する法律案を議題とし、その審査に入ります。政府の提案理由の説明

を求めます。

農業協同組合法の一部を改正する法律案

「改善」を「改善又は医療」に改める。

三の二、組合員の事業又は生活に

必要な共同利用施設(医療に

するものを除く。)の設置

する。第十二条第六項を次のよう

に改めます。

前項の農業協同組合連合会は、

会員のために、手形の割引をし、

若しくは定額で定める金融機関に

対して会員の負担する債務を保証

し、又は当該金融機関の委任を受

けてその債権を取り立て、農林中

央金庫その他主務大臣の指定する

金融機関の業務の代用をし、若し

くは政令の定めるところにより内

国為替取引をすることができる。

第十條第六項の次に次の二項を加える。

農業協同組合連合会は、第一項の規定にかかるわらず、同項第九号

又は第十号の事業と同項各号に掲

げる事業のうち第九号及び第十号

以外のもの(以下経済的事業とい

う。)と併せ行うことができない。

但し、左に掲げるものについて

は、この限りでない。

第一項第九号又は第十号の事業

を行なう農業協同組合連合会

会が、当該事業の目的を達成す

るためにこれに関連して行うこ

とを通常必要とする範囲内にお

いて、同項各号に掲げる他の事

業を併せ行うこと。

第一項第三号及び第六号の事

業を行なう農業協同組合連合会

が、その会員の申出により、當

該会員のために同項第五号の事

業であつてその費用に充てるた

めに第三者から資金を借り入れ

る必要のないものを併せ行うこ

二 第一項第九号又は第十号の事

業を行なう農業協同組合連合会

が、当該事業の目的を達成する

ためにこれに関連して行うこと

を通常必要とする範囲内にお

いて、経済的事業を併せ行うこと。

前項の農業協同組合連合会は、

会員のために、手形の割引をし、

若しくは定額で定める金融機関に

対して会員の負担する債務を保証

し、又は当該金融機関の委任を受

けてその債権を取り立て、農林中

央金庫その他主務大臣の指定する

金融機関の業務の代用をし、若し

くは政令の定めるところにより内

国為替取引をすることができる。

第十條第六項の次に次の二項を加える。

農業協同組合連合会は、第一項の規定にかかるわらず、同項第九号

又は第十号の事業と同項各号に掲

げる事業のうち第九号及び第十号

以外のもの(以下経済的事業とい

う。)と併せ行うことができない。

但し、左に掲げるものについて

は、この限りでない。

第一項第三号又は第六号の事

業を行なう農業協同組合連合会

が、当該事業の目的を達成す

るためにこれに関連して行うこ

とを通常必要とする範囲内にお

いて、同項各号に掲げる他の事

業を併せ行うこと。

第一項第三号及び第六号の事

業を行なう農業協同組合連合会

が、その会員の申出により、當

該会員のために同項第五号の事

業であつてその費用に充てるた

めに第三者から資金を借り入れ

る必要のないものを併せ行うこ

と。

三 第一項第七号の事業を行なう當

該農業協同組合連合会が、組合

員の事業若しくは生活に必要な

物資を加工して供給し、又は組

合員の生産する物資を加工して

販売すること。

第五十二條の次に次の二項を加える。

第五十二條の二 前二條に定めるもの

の外、組合が、当該組合とその

組合員との間の財務關係を明らか

にし、その他組合員の利益を保全

するための基準として從わなければならぬ事項は、政令でこれを定める。

第六十五條第一項の次に次の二項を加える。

農業協同組合連合会については、前項の規定による合併の議決

は、投票によつてこれを行わなければならぬ。

農業協同組合連合会の会員たる

農業協同組合又は農業協同組合連

合会が前項の規定により合併を可

とする投票を行うには、これにつ

き、それぞれの組合に於いて、そ

の組合員(准組合員を除く。)の半

数以上が出席し、無記名投票によ

つて、その議決権の三分の二以上

の多数による議決があつた旨を証

する書面を併せて提出しなければ

ならない。







が、ことしの出来秋の麦に対しても、さようなことはないとおっしゃいます。が、何かしらのもの場合と関連をして、農業団体の方も心配をしておる。こういう点が四つ五つ出て来ると思うのであります。雑穀問題については、先日來の質疑応答における大臣の御答弁で、御意見はわかつておりますので省略いたします。

第二に、ことしの麦について、超過供出の奨励金の取扱いについては、どういうふうにお考えになつておりますか。また本年産の米の早期並びに超過供出の奨励金の取扱い方について、私どもは一々新聞を相手にするわけでもありませんが、事実新聞にいろいろなことが出て参りますと、無用の不安を農民に與え、また団体を刺戟し、必要な混亂を今まで生じてきておるのでありまして、特にこの麦、米に対する早期並びに超過供出の奨励金についての取扱いを、御変更になるのであるからつきりさしていただきたいと思ひます。

○森國務大臣 先ほども申しました通り、本年の十月、十一月ごろにまきつける麦、これはまだ生産計画も立てておらないのでありますから、まだ何らの約束も結ばれておらないのであります。しかし現在まきつけてある麦、まさにまかんとする稻、本年の米に対しましては、すでに生産計画を立てまして、そうしてそれの集荷、配給等の計画も進めておるわけでありますから、その問題に対しましては変更するべきない。あるいは一部緩和をした方考えは現在持つておりません。計画通り行つもりをいたしておるわけであります。

○足鹿委員 今のこところさよな意思はないという大臣のお話であります。

ところが先刻も申しますように、去年

の米につきましても、三倍の奨励金が二倍に切り下げる事実がありました。

また早期奨励金につきましても、

実際ににおいては、検査等級規格が

わめて厳格になつたことによつて、農

村の実益は著しく減つております。こ

ういう事実がごく最近にあるのであり

まして、今の大臣の、超過供出や早期

供出のものは、今のところ変更はない

という御答弁で、一応了承はいたしま

したが、これの率を変更するとか、支

給の方法がわかるとか、そういうこと

について、将来に対する大臣の取扱い

方にについての御所見を、もう少し承り

たいというわけであります。

○森國務大臣 現在といいたしまして

は、お約束いたしたことを見直す意

思は持つております。しかし昨年は

三倍というと、これは行政措置的な問

題であります。それが二倍になります

と、ああいいう措置をとつた方が、政

府が買上げて、そうちしてあと自由にす

きえつていいもの供出は、土地によつて

はふえても参りましよう。土地によつて

は減つて来る場合もあります。もしもある

うかと、いうことが、向うの考え方であ

ります。いものごときも、昨年供出後

は、相当私も苦境に立つたわけであり

ます。いたしましては、すでに発表いたし

て、うそをついてしまつたといふことで、

相当私も苦境に立つたわけであります。

○足鹿委員 これまで申しました通りましたのは、三千二百萬石を事前割

当をしておる。しかしそれをやる場合

において、またその補正とか何とかい

うのは、政府もずいぶん困つたことに

なるから、これを二千五百萬石内に減

らしてみたらどうか。また麦のごとき

も、もつとずつと減らして、七十万石

から八十万石に減らしてしまつたらど

うか。そうしてあとは自由にさしてや

るというような措置をとつた方が、政

府は食糧をかえつてよけい確保できるの

ではないか——割当以外のどういうも

のを取上げられるか、それはいろ／＼

ます。これは私ども調査をしなければわかりませんが、非常に大事なことでありますて、農民がほんとうに苦心してつくつたいもが、事故品としていろいろな形にかわつて行くというようなことがもしあつたといいたしますと、非常に遺憾なことであります。この点は当局としても明確にされる必要があるうと思ひますので、私はその資料をこの際御提示をお願いいたしておきたいと存じます。

それから他の委員の方の御質問で盡きた問題はすべて省略いたしまして、政府はすでに来年のいもの各府県の割当を終つておられるのであります。その法的な根據といふものはどこでおやりになつておるか。今上程されております法律案がまだどうにもならないときには、行政措置としておやりになつておる。どうもおかしいと思うのであります。しかしその結果農村のためを思つておやりになつておることでありますから、別段私どもはこれに對してとやかく言おうと思わぬのであります。が、法の手前はこれは食糧確保臨時措置法を無視したよなかつこうにもなると思うのであります。その辺の御見解を一応明らかにしておいていただきたいと思ひますが、どういう御所見でありますか、一応伺いたい。

て、昨年までの生産量あるいは消費量、加工の実情等を各府県別に調査いたしまして、また各府県の意向等も参考いたして、一応予約数量を定めて割り当てたのであります。しかしこれが実施におきましては、この食確法の通過いたしました上においては、その法律によつて乗りかえて行くという措置をとつて行きたい、かように考えておるわけであります。一応今お話のように農家の実際を考えまして、便宜上行政措置によつて今日まで手続を進めて来たわけであります。

は、農民の立場に立つて、いかような事態が起きてても、この責任数量といふものを割らないよう御善處を特に要望いたしたいと思います。

最後に、これはきわめて小さい事務的な問題でありますて、大臣を煩わす必要はないとは思いますが、いも類の統制撤廃によりまして、いもの農家保有がなくなつて来ると思うのであります。いもの主産地におきましては、いもを保有することによつて一定量の自家保有を持つておつた。そのいもが全部保有からはずされる。こういうことになりますと、他はすべて穀類で保有量が確保できるのでありますか、その辺のぐあいはどういうふうになりますか。

○安田説明員　いもは改正法律案によりまして、主要食糧農産物であることにかわりはないよう抜いたいと思つておるのであります。保有の関係につきましては、足鹿委員の御指摘の通り、正確には従来のベースにおける保有量は除きまして、御指摘の御質問の例によりますと、いもばかりつくつておりましたならば一般消費者並の穀類を政府から配給するつもりでおりま

す。

○足鹿委員　そこで問題が起きて来るのですが、従来もいも農家の保有と、米作農家の保有といふものに、実質上において等差がついておる。そこで政府もいろいろ御善處になつて、交換米の制度である程度カバーをしておいでになつておつた。ところが昨年は予算措置によつてこの交換米の問題も著しく制約を受けた。いもによる保有農家は非常に困難をきわめたのであります。消費者並の米の配給を

政府は保障する。これはけっこうありますけれども、いもをつぶつておろすと、米をつくつておろうと、農民にはかわりはないのであります。私のやうなつたものを、政府の都合でおやめにならぬでありますから、一般的の農家と同様の保有、あるいは保有ができるなければ交換米の制度等をもう少し御研究になつて、適当な措置をお講じにならなければならぬと思ふのであります。それは現在お考へになつておりますが、もう少し具体的に、ありますようが、もう少し具体的に、ありますたら……。

○安田説明員　ただいまのお言葉の中では、――お返しする意味では決してありませんが、一般農家並の保有というのはどういう意味でありますか。それ

をまずお聞きしてから……。

○足鹿委員　消費者並の配給をしてあつた、こういうお話だつたでしよう。

一般農家の保有と消費者並の配給とは違つた。そういう意味であります。

○安田説明員　二十四年産のいもの取扱いをかえまする前におきまする農家の保有の扱いは、全国平均四合であります。するが、地域的にこれはやはり従来の食管法におきまして、その内容の食管法には変更がございまして、水稻單作地帶におきましては、全国平均において水稻を四合のうち三合六匁くらいの日安をもちましてやつておりますけれども、おのずから水稻單作地帶には米が比較的多く、いもが相当まさつておるときにはいもが多くて米が少くなつておるものであります。ほかの食糧農産物をおきまつておきましては、一般的の農家におきましては、一般的の農業地帯と

とかんしょの場合と、妻とばれいしょの場合と、おの／＼について別々に割当をいたしておりますの関係上、保有の内容は違つてゐるのです。そこで御指摘の一般農家の保有といふのにも、従来は差がつてゐるのでございまして、正確にはいもを保有計算の中から除きまして、一般に自由販売を認めますと、ある意味では無制限の保有を認める事にもなるわけであります。そこで一つのはつきりした目安と、いうのは、一般消費者の期待できる配給量を余分に差上げるということで、大体それが基準が合うのではないかと思つておるのであります。

○鹿委員 この点はいろいろ意見もありますが、こまかい問題でありますし、また別な機会に私の意見を申します。そこで一つはつきりした目安と、いうのも思ひません。しかし最近の食糧政策の転換にあたつて、非常にあわただしい動きが各方面に起きている。それが一々新聞で取り上げられておるのであります。こういう機会にほんとうにこの転換に処して、衆智を集めて、政府が今後の方針をお定めになることが必要であります。その意味にござつて、政府與党でいろいろ御検討にならることもけつこうであります。他の農業団体、農民団体の中には、食糧問題ですいぶん戦争中、戦後労働をして来た、実際に体験をなめた団体のエスパートもたくさんあるはずであります。

す。そういうような人とか、あるいは団体等によつて意見を徵するとか、あるいは懇談の形式で非公式の形式でもけつこうであります。ほんとうに今後どう処して行くかと、ということについて、十分なる意見の交換をする機会等をお考えになつて、そうしていろいろく現在起きておる無用の混乱や不安等を、そういう機会に解消してしまわれる必要もありましょうし、衆智をお集めになる必要もあらうと思うのであります。そういう形でなくとも、何か今後の対策について、民間の声を聞く、そうして善処するということについての、大臣の御所見はないのでございましようか。この点をお伺いいたしまして、私の質問を打切りたいと思います。

きまして、この問題を取上げて、一応の方針を定めて、そうしてその可否の検討等につきましては、今お述べになりましたような、あらゆる階層の御意見等も承つて完成いたしたい。かような考え方を持つておるわけであります。  
○山口(武)委員 ただいまの足鹿委員会の質問におきまして、農産物の価格問題がありましたので、私多少関連して簡単に質問を大臣にいたしたいと思ひます。供出の問題で、税金とともに価格問題がこれの重大な支障をなしていわわけですが、昨年度ペリティー方式がとられまして、二十三年度米が三千八百円であつたのが四千三百円に上つたということになりまして、これはもちろんその米価自体に大分問題はあります、が、値上げが行わることになつた。ところが二十四年度の供出代金の結果を見ると、農家の供米代金による收入というものは減少している。もちろんこれは早場米の問題、それから超過供出の特別買入れ価格が前年に比して率の引下げが行われておる。それから等級につきましても格下げがなされたという問題であります。このようしたことでは三千八百円が四千三百円になつては、事実上は米価の値下げをやつたとしても、事実上は米価の値下げをやつたことになりはしないか、なりはしないかではなくして、事実上米価の値下げが行われたということになつてゐるのだと。これに対しても政府はどう考えておるか。第一に、一般的の物価に合せるためにパリティーで値上げをするというならば、それに応じての農産物の収入の増加というものがなくてはならぬではないはずではなかつたろうか、それが当然だが、それにもかかわらず、実際問題として収入が減つてゐる。これに

○森國務大臣 責任をお問い合わせになつておられます。三千八百円の米を四千三百円に上げたので、単価が上つておるわけでありますから、農家の收入は、前年度と同じ収穫であればふえなければならぬのは当然であります。しかしながら、作況が非常に悪かつたために、昨年は三千円台だつたけれども五十俵とつた、今年は四千円台になつたけれども、二十俵しかとれなかつたといふれば、単価は上つたが総收入においては減つておるわけであります。国家全体といたしましては、決して単価を上げて総収入が減つたということはありませんが、そういうことと得ないのです。ただその収量の点において減つておる場合においては、お説のようなことも考えられるのであります。しかし、政府がどう責任をとるといふ点においては、どうなことは意味はわかりませんが、決して単価を上げて農家の收入が減ることはない。ただ検査も從来ルーズな検査が行われおりまします。ただ早場米の供出につきましては、時期ずれもありますし、また検査の米は消費者が渡さなければならぬのであります。ところが早場米のある地方におきましては、實に暴狼藉なことであり、また政府の早場米を獎勵することなく、東京まで持つて来て、東京の消費者に白米として食わせるということではなはずねいたしたい。

れば、米の価値がないのでありますから、昨年度は早場米に対する相当の検査を厳重に——普通の規格によりましてやつたのであります。検査の励行を期したわけであります。

○山口(武)委員 そういう捨てぜりとあることは言わないでいただきたい。收穫が減つて、そのために入庫が減少するというならば、これは一応の考え方なのだ。なるほどその面についての多少の関係もあつたかも知れない。しかしながら根本的にはどうじやなかつた。そこでなくて、等級の格下げという問題、早場米の問題、超過出の問題、その問題から收入の減少いうことが作用しているのだ。これに対してどう考えるかということだ。しかも政府では米価が安いことは御承知で、これは何べんも政府も言明してある。そういうときこそ、そういう作用で、これが何べんも政府も言明してある。そうしたときに、そうした政府の責任をどうするのですか。そういうような態度をして落むものであるが、そういうことでは済まないふうだ。当然これは農民をあざかつてゐる農林大臣であるならば、もつと眞面目な、しかも誠意ある回答をなさなければならぬはずだと思います。あくまで今のよう答弁を維持されるおつもりであるかどうか、あらためてお聞かせください。

○山口(武)委員　どうすればいいのでしょうか。  
ということですが、どうすればいい。  
ということはないでしよう。二十四年産  
の産米の検査になつて、特別に検査  
厳重としたというところに問題がな  
る。超過供出の特別買入れ価格を三倍  
から二倍に引下げるというところに問  
題がある。そして見せかけだけの値  
げをやつて、実質上の値下げをやつ  
ところに問題がある。これに対しても  
うしたらいいといふような捨てゼリ  
を一国の大臣が言つていいのかどうか、  
か、そういう無責任な態度で農民に聞  
んでいるのかどうか、私はそれを聞  
ているのです。

○小平(忠)委員 私は内外食糧事情の急變によりまして、この食管法の一部改正を提出いたしました。政府の事情は了とするであります。しかしながら特に昨年末以来からの吉田内閣の農業政策、特に食糧政策がまったく支離破裂的な方向にあるということについて、私はこの際に農林大臣から日本の農業政策、あるいは食糧政策についての基本的な問題を承りたいのであります。と申しますのは、これは第三次吉田内閣以前、すなわち片山内閣以来から、政府の施策というものが、農民に一方的な強権供出を強いながら、反面に苛酷なる課税を課し、さらに農業生産物資といいうものは非常に窮迫をし、まことに微々たるものしか配給されなかつた、価格は高い、品質は悪い、こういつたような実情になつて参つたのです。でありますから、特に食糧問題の重要性から考えまして、昨年度は政府は食確法の一部を改正して、超過供出に対する強制をさしたが、政府はボ政令をもつてこれに法的根拠を與えて、強権供出を強いるというような問題が国会に出された、しかしこれは国会において否決をされたが、政府はボ政令をもつてこれを取行して行つたような実情であります。が、本年の食糧事情から見まして、政府はこれを急に一変する態度をとつて、いも類については全面的に統制の緩和なり、供出の買上げに強権をもつてせぬというような施策をとらんとする反面に、政府が、これは本国会の開会要領から問題になつてゐるのであります。が、国内における食糧生産自給度はどうしてもまだ十分でない、また外国食糧の輸入を仰がなければならぬというような観点から、若干の外国食糧を輸入することは明らかであります。

ます。しかしそれはまつたく現状を無視したところの本年二十五年度において三百四十万トンに近い厖大な食糧を輸入するといった政策をとり、反面において国内の食糧については、農民の意思と非常に逆行するような政策をとらうとする、さらに今日農村の現状は非常な金詰まり、あるいは農家経営のどん底に陥らんとしているさ中におりて、肥料の値上げをするといつたような、まったく農民の立場を奴隸化しようとするような政策が、露骨に表面に現われているわけである。これに対しまして、農林大臣は、日本の農業、日本の農民を、従来のことき農奴的な、しいたげられた生活から、さらに文化的、社会的地位の向上をはかるうとするという点において、一体真剣に考えておられるのか。あるいは農民といふものは、非常に無知な、従順なものであるから、適当にこれをだまして、しぼるだけしばるというような政策をとらうとするのか、私はその面においてまつたく疑義を持つものであります。少ぐともそいつたような矛盾について、農林大臣はこの際日本の農業政策について、根本的な一つの考え方を明らかにしていただきたい。と申しますのは、どうも今日の日本農業の段階と、いうものは、農民に対しても、あるいは戦後新たに発足した農業協同組合に対しても、政府が眞剣に保護政策をとらなかつたならば、まだ／＼日本の農業は救われないと私は考えておるわけあります。が、これに対しまして農林大臣の明確な御答弁をいただきたいと思ひます。

の農業政策は、たび／＼この委員会で申し上げておりますから繰返しません。決して政府は、今あなたの考え方を今改正して、安くすることまで考えておる、二・六……。（発言する者多し）そういうふうにして税制を根本的に改正して、農村を世界の輸出貿易に耐え得るよう農業政策を立てておるのが、現在内閣のやつておることであるので、あなたの言うような、農奴だとか何とかいつたようなことは考えておりません。もつと真剣に考えておるのであります。そういうことは毛頭考えておりません。いくら言論の自由かもしけれませんが、そんな乱暴な批判をされては困ります。どうか今後注意していただきたいと思います。

開墾もはとんど打ち切り同様だということになつてしまふのでありますて、自給度を高めるとか、農民を保護するとすることは、單なる言葉としてはそういうことは、農民を苦しめることなしに三百四十万トンの輸入、そのための輸出はできないのです。だから、この点はつきりしておる以上、大臣はもつと率直にあなたの御信念に従いまして、農民はがまんしてやつてくれとか、今は農村の犠牲になることなしには全体としての國の政治はできないのだということを、率直に大胆に言われて、農民の協力を得る方が、責任ある政府としての態度であります。それを甘やかすような、何か遠を言つておりますながら、あたかもできるかのように、自給度を高めるとか保護するとかいうような、できないことを知りながら、これを言うことは欺瞞になる、この点を言つてゐるのでありますて、農林大臣は責任をもつて、今やつておられる政策の通り、ぜひとも農民は耐え生活をやつてくれ、もつと苦しいのに耐えてくれということを、なぜ言われないかということを私は伺いたいのであります。

の農村の所得税を見ますと、三百七十九億というものが目標であり、二十四年度は四百九十九億円、こういう線になつて来ているのであります。ところが、二十四年度の所得税を見ますと、農村におきましては、その中においてかんしよの超過供出があり、あるいは麦の超過供出等がありますとして、農村の所得が非常にふえておつて、目標以上の所得税が課せられているというふうな実情になつて来ているのであります。ところが、今度の所得税改正を見ますと、一応今年の所得の申告の最終決定に基きまして今二十五年度の申告をしろ、こういうような形が現われて来ております。特別の災害その他がない限りにおいては、二十四年度の最終決定が基準となつて二十五年度の申告をしろ、こういう状況になつておりますが、今度の食糧管理法その他の改正を見ますすると、超過供出その他が次第になくなるというような形勢が見えて来るのです。そこで今年の所得の申告は、超過供出その他によつておそらく二十四五年度の最終決定を基準として申告をさせられることになりますと、農村は非常に重大なる立場になるのですが、こういうような点につきまして、農村の負担をいろいろと御心配なされる農林大臣としましては、どんなような考え方をもつて大蔵当局等に折衝されておるか、承りたいと思ひます。

○森國務大臣 税の申告は今お話をよ  
うな基準によつてそれへ申告するこ  
とに法できまつて いるわけでありま  
す。その後における変化によりま  
は、公正な申告によつてこれが公正化  
されることを私は考えているのであり  
ます。

○石井委員 大体事前に反当収穫とい  
うものが農村にありますて、その点に基  
いて申告すべきである、そのあとに  
おいて超過供出等がありますれば、ま  
た政府において三倍に買う、こういう  
ようなことがありますれば、それに基  
いて所得の更正をするという線で、初  
めに多額の申告をしておつて、あとに  
おいて変更するということは、なかなか  
かないというのが税務署のやり方にな  
つて来ているのであります。そこで事  
前において反当りの收入がこの辺であ  
ると、国税庁その他と農林省の農政局  
等と折衝いたしまして、そしてきめる  
べきである。その後において超過供出  
等が実施されました場合においては、  
これをふやす更正決定をする、こうい  
うような線が出なければならぬと思  
うのです。一応多額の一二十四年度  
の最終決定を基準として申告をさせて  
おいて、ある意味において二十五年度  
の税金を取りりよくしよう、こういふよ  
うな意図等を持たれた線において、税  
務署が多額の申告をさせ、最終決定を  
するということを、今度の六月の申告  
においても堅持せることになりますと、  
非常に農村は苦しい立場にならうと思  
りますと、農林省に実情をよく申し出られ、そし  
て折衝の上において、万遺憾ないような  
手続を取つていただきたいと思うのであり

○森國務大臣 御意見よくわかりました。税務当局におきましては、相当行き過ぎた更正決定をすることが多いのであります。各地に問題が起つておるわけであります。農林省におきましても、正しい課税、納得の行く納税といふことを考えて、各地における実態調査もやつておるわけであります。ことに昨年のときは、補正をするとか、あるいはそういう特殊な事情があつた場合にはもちろんのことであります。適正な課税にこれを更正せしむるよう、大蔵当局に対しましては、農林省で十分な注意を喚起するよう努力をいたすつもりであります。

○石井委員 それから、これはこの前の食糧法の改正の最後のときに、池田大蔵大臣にも質問いたしたのであります。最近税務署におけるところの徴税機構が完備されまして、そして今まで大体手をつけていなかつたところの、農家における一羽の鶏。あるいは一頭のやぎ——一羽の鶏六百円であるとか、あるいは一頭のやぎを四千円であるとか、こういうふうにして所得を見積つておるというような形である。これに対して農村において、五羽ぐらいいあるいは十羽ぐらい、あるいはやぎの一頭くらいは、貧農の家庭においても、子供のためにやぎの乳を飲ませるといふ意図から、少しの鶏が飼われたりする。あるいはやぎが飼われたりする。子供に雑誌を買つてやるとかいうようなものに税金をかけるとあります。農林大臣のそれに対する御決心のほどを伺いたいと思うのであります。

いうことになると、非常に多額な税金になるので、それで農村の文化性というものを破壊して来るのではないか、これに對して大蔵大臣はいかなるお考えであるか、この質問に対しても、これは農林当局等との意見をよく聞きまして、民自覚としましても、また吉田内閣としても、農村の文化は常に維持向上するよう努力をしておるから、考えに入れたいと思いますが、税金といふものは、所得あるところ課税ありと申したこと、これが鉄則でありますから、一応はかけられるかもしれない、しかしながら考観をさせてもらうというふうなことを申したのであります。これらの点について、大体文化的農村の建設を、自由党としましてもいろいろ御研究なさつており、また農林大臣としても、いろいろ御心配なさつておる立場でありますから、鶴の十羽くらい、あるいはやぎの一頭ぐらいいに税金をかけるといふことは、これはしないというのが、一つの文化的農村建設の建前ではなあらうかと思うのであります。こういふ点につきまして、ひとつ農林大臣から大蔵当局に対して、嚴重なる意見、あるいは勧告を出しまして、さような問題については税をかけない、また農林大臣の強い主張によつてかけさせないといふ、こういう点が現われて、初めて森喜作農林大臣の農村に対するお考えが非常によく了解される。こう思うのであります、それらの点に苛酷に現われるところの税金等に対しては、どういふ態度をもつて農林省は大蔵省に当らるとしておるか、これについてお考えを承りたいと思います。

ては、お説のような態度が当然と思うのです。しかしながら税務署の吏員の中におきましては、相当苛酷に取扱う場合が往々あると聞いておりまので、大蔵省といたしましても、あって苛斬誅求にやるというような吏員に対しまして、これを解職せしめるという方針をもつて、今内部の整理と申しますか、整顿に強い関心を持つてゐるわけであります。今後われくへは、今お説のように、收入のあるところ課税ありと、いうことが税の原則かもしけませんけれども、そこには課税の常識というものがありますとして、税務署ことに同じような歩調で行つていいようのような事実もあるのであります。ことに農村のため、一羽や二羽の鸚がおつた一本の柿の木があつた場合、そういうふうな事実も、あるのであります。ことに農村のため、一羽や二羽の鸚がおつた一本の柿の木があつた場合、それを認めたままに、十分大蔵省に伺つては、財務当局としての態度に對して相當強く警告をし、また本来の課税の趣旨に背かないようやらせたい、かように考えておられるわけであります。

は全然立行かないということは明らかであります。インフレ時代の税金と違いまして、デフレになつた農村課税といふものは、ある意味においては、農村を破滅せしむるといふうな状態を各地に現わして来ておるのであります。特に農村におきましては、所得税の方は若干の減免があるかもしませんが、固定資産税、住民税等においては、非常にこれが上るということになりますと、差引きまして、あるいは農村における課税が増加するのではないかというふうに、われくとしても察せられているわけであります。こうなりますと、非常に重大なる結果が現われますから、農林省としましても、現在農手等が農村における税金の支拂いに使われているというような実情を、よく御認識の上におきまして、そして強いところの農林省の意見が、大蔵当局において発言されるようになります。希望してやまないわけであります。ひとつ農林大臣の御奮闘を祈る次第であります。

持、さらに政府当局がこの日本の一大農業危機をいかにして打開しようかといふときに際して、森農政に対する絶大なる奮起を要請する意味から、かつての農奴的政策をまた再びここにおとりになつては困るというような表現を——速記録をごらんになればちゃんとわかりますが、そういう表現をしたにもかかわらず、大臣が非常に興奮されたということは、私はまことに遺憾に思うのでありますが、しかしそういう点ではなくて、真剣に……。

○小笠原委員長 質疑の点を一つください。前の繰返しの自己譏諭は抜きにして……。

○小平(忠)委員 簡潔にという委員長のお説もありますので、簡潔に御質問申し上げます。

大臣のただいまの御答弁によりますと、すでに日本の食糧政策については、一つの大きな転換期が来ておると、いう観点から、昨年强行されたボ政令は、すでに現在の森農政の考え方から見ると、無用のものであると私は考へるのであります。従いまして、政府はこのボ政令を撤回する意思ありやなしやという点が第一点。

次は本二十五年度の生産割当であります。これにつきまして、知事会議なりあるいは局長の全国協議会等におきましても、非常に苛酷であるといつたような批判があるわけであります。それで最近仄聞するところによりますと、この割当を軽減するかのとおり話も、実はちらほら出ておりますが、これに対してもそのような意図があるかないかという点が第二点。

りますと、いわゆる下級いもであります  
ですが、かんしよの場合はおいて一、二  
等以外のものについては買上げをし  
ないということになるようであります  
が、そういたしますと、この取締りの  
問題が非常にうるさくなつて来る。特  
に公団小委員会のときにも、油糧の統  
制撤廃のうちで、結局米ぬかとかある  
いは魚油というものが、廃止になつた  
場合に、統制として残される菜種油あ  
るいは大豆かす油といつたようなも  
の、そいつた統制品と統制外の取締  
り、こういう点について、私は政府當  
局が確なる御方針がないと、今後重大問  
題を惹起すると思う。この点について  
大臣はいかなるこれに対する取締りの  
方策を考えおるか。これが第三点。  
それからもう一点お伺いたしたい  
のは、今日のごとき食糧事情、本年の  
七月ごろの食糧事情から見て、現在の  
二合七勺からさらに二合八勺にしても  
いいというような、これは大臣の意思  
ではないが、少くとも政府の最高幹部  
の方々が、そういうふうに言明されて  
おるのであります。そういう現状が大  
きら見ますときに、私は現在農村に大き  
な矛盾があると思う。これは昨年から  
強調しているところであります、烟  
作地帯における農家の還元米について  
どうであるかというと、これは米をつ  
くつてないためにその交換米を受け  
る、交換米の価格が現在の供出価格が  
石四千二百五十円、消費者価格が六千  
七百五十円、二千五百円も開きがある。  
こういうべらばうな価格で配給され  
おるという点で、非常に畑作地帯の農  
民は憤んでおる。この点について大臣  
は、この交換米について、従来通りの  
方針をおとりになるお考えか、お伺い

最後に食管法の中で非常に大きな問題は、この食糧配給公團の行き方につきましても、特に大きな転換をなすうとしておるわけであります。その際に私ただいま申し上げましたように、供出価格が基準価格四千二百五十円で、消費者価格との開きが実に二千五百円という莫大なものがあるわけです。この内容については、政府当局にたび／＼その資料の提供を要求いたしましたが、これが対する詳細なる資料の提供がいまだかつてないのです。この点について私はこの公團のマージンなり送料、手数料その他の内容が明確にならないと、うと、單に食糧配給公團の方式を民間に委譲の方向を持つて行つても、ここに重大な問題があると思う。この点をひとつ明かにしていただきたい。以上で私の質問を打切ります。

度が公正に行われておらないで、末端において部落単位に割当てるとか村單位に割当てるとかいうことがあるために、どうせもらわなければならぬけれども、一応供出しておこうという場合がでておるようあります。それを還元米とおつしやるのであります。が、からいをいたしておるはずであります。なお米の生産者価格と消費者価格の差は、幾たびもここで御議論になりましたに、特別の価格をもつて從来通りに曖昧模糊たるものはないのであります。確かに資料は提出しておるはずであります。決してややこしく、この間全般の価格によつて消費者価格がきまつておるのであります。超過供出なれば、この価格に対しても、超過供出なれば、この間あるいは早場米なり、いわゆる主食かげんな価格によつて推算されておるものではないであります。なお詳しいことが御必要であれば、数字を事務当局から別に提出させてよろしい。これは予算委員会においてもやかましく何回も出て、何回も発表されておるもので、これは決してやましい数字ではないであります。

なり、二十三年には一八%になつております。二等米は二十一年には二七%が、二十二年には三五%になり、二十三年には四一%になつております。三年等米は二十一年には七%であつたものが、二十二年には一五%になり、二十三年には三四%になつております。これで見ますと、大臣はどういうふうに開き直られましても、等級の悪い、値段の安いのが多くとられておるのであります。ここを私が問題にするのであります。なぜ問題にするかと申しますと、等級の悪いというのは金額が安いということになります。だから悪い米をたくさんおどりになつた結果は、農村に拂うところの供米代金が少いといふことがあります。それをお認めになるか、ならないか。それから日本本の国の米の生産は、戦後徐々に向正在してゐると言はれてゐるのであります。戦後徐々に米の生産が向上しておりながら、しかもなぜ米の品質が低下しているか、ここに矛盾があるのであるなかろうかと思うのであります。その反面外国からお買いになるところのくわさい米は、日本の品格に合わないほど私たちは非常に品格が悪いと思うのであります。ところが大臣におかれましては、日本のいわゆる一等、二等、三等、四等、五等に大わけした中でこの外米は何等に合うようにおきめになるか、このことが一つ。それから外国から悪い米をおとりになつた結果、今度の週刊朝日にこういうことが載つております。「いのちなき米の哀しさよ、バラバラと、すくえ、箸の間より落つて一月と二月には外国食糧の、しかもくさい食糧が二、三日分混合配給されであります。三月にはこれが五日分にはあります。

米が九十万トン入る、そのうち十万トンは、韓国の米であつて、従つて米の配給のうちの三分の一は、外国食糧が配給される。だから大都会は大体今後は月十五日の米の配給のうち、五十分は刑務所に入つたようなもつそう飯を食わなければならぬ。こういうことが言われているのだから私が聞きたいといふのは、要約いたしますと、第一点といたしまして、徐々に日本の米が品質が悪くなつてゐる。これは一体どういふわけございましようか。農村に対して供出代金を拂うのが惜しいがために、こういうことをされるのか。第二点は、なおそうであるにもかかわらず、外國から日本の品格に合わないような悪い米を買うておられる、それを日本の米に直しますと、一体どういう品格になつておるのか、この点を聞きたいのです。

うことを御了承願いたいと存じます。それから外国の米は、日本のどうい  
う等級に合うか。これはまつたくもち  
と、うるを比較するようなものであります  
まして、外國米は外國米の特質を持つ  
ております。いかにいい外米を入れま  
しても、日本の米のような粘着力はあ  
りません。これは外國米の特徴であります。  
韓国の米、台灣の米は、日本が  
かつて改良いたしましたから、ほうら  
い米あるいは朝鮮米といつて、内地の  
米とかわりませんけれども、外国の、  
南方の諸国の中は、その品質において  
日本とまつたく違う米であります。し  
かし食糧が足りませんから、しかたな  
い、ライス・カレーをつくつた方がい  
いと思う米でも、輸入しなければなら  
ぬような状態であります。これは決し  
てどんなものでも輸入するというわけ  
ではありません。先般ビルマの農林大  
臣が参りましたときにも、先般輸入さ  
れた米に対しては相当きつい批判を加  
えまして、今後ああいう米なれば、断  
じて日本は受取らない。あれはどこで  
ああいう油臭いものができたのか。こ  
の外米買付に対しましても、先方に駐  
在員があるといいのであります。今  
駐在員がないのであります。しかし今  
便宜に、ある商会の人に検査さすよう  
な方法をとりまして、できるだけ新し  
き、先方のいい米を安く日本に買取る  
という手段を行つておるわけであります  
。今後各地に商務官が派遣され、設  
置されるようになりますならば、まつ  
たくこちらの考えが向うに反映いたし  
まして、意のことく輸入ができると思  
いますが、今まで、御案内の通りの  
めくら貿易になつておりますために、  
ときによつては思わざるもののが輸入さ

いたしましては、一日も早くそういう弊害のないように次点のないよう改正して行きたい、かように考えておるわけであります。

○高田(富)委員 昨日も大臣にお願いしておいたのであります。公団の改廃問題を議するにあたりまして、目下各公団の経理の乱脈が、当局の手によつて調査されておるということを一般に報道されておりまして、その内容を詳細に発表を願い、これに対する政府の対策等につきましても、詳細にお聞きした上でないと公団の改廃問題については、わたくし審議が進められないであります。そこで今日はとりあえず今まで調べました範囲内でわかつた具体的な事実を御説明願いたいと思います。ですから私、單なる質問というのではなく、このことは非常に重要な問題ですから、一応御説明を詳細に願いました上で、それについて審議を進めて行くかということが当然問題になるので、これは慎重にやらなければならぬと思いますので、ここにおいでになつておられる係官の方から、とりあえず具体的な事実を、できるだけ詳細にまずお伺いしたいと思うのです。

○木村(武)政府委員 お手元に農林五公団業務運営状況の内部監査という資料を提出しておきましたので、それによつて御説明申し上げたいと思います。大体質問が箇條書になつておりますので、その内容をこちらでとりまとめて申し上げた形になつておるわけであります。

最初は剩余金の内部留保の問題でござります。私どもは二十三年の後期決

算を調査いたしましたのでありますから、ここに書いてございますように、農林五  
公団の全部にわたりまして、いわゆる  
内部留保はどういう形でやつていてあるか  
と申しますと、具体的な相手方のない未  
拂い諸勘定として引継いでおる、こ  
ういうかつこうであるわけであります  
が、これを一応決算で落しているわけであ  
ります。そしてそれを二十四年度に未  
拂い諸勘定として引継いでおる、こ  
ういうかつこうであるわけであります  
が、これは具体的な相手方があります  
れば、もちろん問題のない正当な經  
理のやり方であります。それが具体的  
な相手方がないという点で、ちよつと  
ぐあいが悪いと思うわけであります。  
しかしいずれも、こういう段階で発見  
されまして、ここに書いてございます  
ように、二十四年度の収益にそれを計  
上いたしましたり、あるいはまた肥料  
公団のような場合には、二十三年度の  
後期の決算を全部改訂いたしまして、  
それを全部表へ出した、こういうかつ  
こうでやつたのもありますして、全部そ  
の経理上の始末はついた。こういうか  
つこうになつております。

十三年の後期ごろから、急速に貢率が下つて行つたわけがありますが、この実勢にフォローして行けば、相当節減ができたというのにはかわらず、そのかわり若干くあいが悪いのは、第二会社的なものがおりまして、これが実際に引受けますものとの間に相当なさやとりになつておる。それが第二会社の段階で、第二会社に吸いとられておる、こういうかつこうになつておるのが相當にある。ここに書いてございますように、たとえば食料品配給公団の乳製品局あるいは飼料配給公団といふようなものにこれが相当顯著に現われておる、こういう状況でございます。

十八倍、食料品配給公団で二十四倍、飼料配給公団で四十倍、こういうような状況になつておるのであります。こ

の原因はここに書いてございますよう

に、今の受取りの方は当座預金等で無利子で預金しておる。ところが片方、期限前に償還可能な相当の利付の短期負債を抱えておる。それから売掛金があるが、その売掛金はC.O.D.売りが原則であるというので、ほとんど利息をとつておらぬ状況で、さらに最近公団の在庫貨物が増加いたしまして、買掛金というような形で相当残つておる。たとえば食糧公団の場合でございますと、食管特別会計に借りになつておる。そこで食管特別会計に対しても利息は支拂わなければならぬ。これは二

十五年度からは改善されますが、それでも、そういうようなことが、さような事柄を物語つておるわけであります。

次は在庫の状況でござりますが、第4表の通り、工場買取方式、出荷指示買取方式のものは、相当在庫数がふえております。しかしこれは、従来いろいろな例がござりますので、そういう例に応じて、公団が解散の際に背負いこまないようというふうに、関係当局でいろいろ努力しております。

お尋ねの点につきましての私どもの調査資料は、大体さのような状況でございます。

○小笠原委員長 これにて通告者全部の質疑は終りました。よつて両案に対する質疑は終局いたしました。

午前中の会議はこの程度で止めまし

て、午後三時再開することといたし、休憩いたします。

午後一時十三分休憩

○小笠原委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

今のことろ質疑の通告もないようでありますから、本日はこの程度にとどめまして、次会は明後二十七日午前十時より開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後三時十三分散会